

企画展「とっとりの化石EXPO! 2018」に係る会場ディスプレイ設置・撤去
及びパネル類製作業務仕様書

「とっとりの化石展」実行委員会

1 概要

- (1) 業務名 企画展「とっとりの化石EXPO! 2018」に係る会場ディスプレイ設置・撤去
及びパネル類製作業務
- (2) 業務期間 契約締結日から平成30年8月31日まで

2 設置場所 鳥取県立博物館 第1特別展示室

- 3 作業予定日 設置 平成30年7月6日(月)から同月9日(月)まで
撤去 平成30年8月29日(水)から同月30日(木)まで

4 会場ディスプレイ設置・撤去委託内容:

(1) システムトラス設置・撤去

- ・別紙1のとおり、システムトラスを設置する。
- ・システムトラスの種類は、Mシステムトラス 300BOX アルミか、あるいは同等以上の300角のもので、屋内用とする。傷や汚れが目立つトラスは、交換を指示することがある。
- ・設置にあたっては、床面に傷が付かないよう養生を施し、組み立て方法に熟知した人員をおこなうなど、手間取ることのないようにすること。
- ・企画展終了後のシステムトラスの撤去は、受注者が行うこと。

(2) トラス内仮設壁の設置・撤去

- ・別紙2のとおり、システムトラスの内寸サイズ(トラスが両側から見える)に合わせて、仮設壁を固定・設置する。サイズはシステムトラスに準ずる。事前に設置場所を実測した上で新規作成し、調整しながら組み立てること。
- ・トラス内仮設壁は、木枠組・2.5mmベニヤトラス内張りとし、反り・ひずみの出ない木材を使用すること。この仮設壁には、押しピン等が打てること。
- ・トラス内仮設壁の3面(別紙1 トラス内仮設壁①②③)については、別紙2のとおりプリントシート貼り加工をすること。プリントシートのデザイン案を別紙3に示す。受託者はこのデザイン案にそって版下を作成する。出力時のデザイン・色合いは事前に当館職員のチェックを受けること(校正は4回まで)。デザイン案原図は電子データ(パワーポイントおよびJPEG形式ファイル)により当館から提供する。1面(別紙配置図 トラス内仮設壁④参照)についてはプロジェクター投影用スクリーンとして白色の紙クロスを貼る。
- ・企画展終了後のトラス内仮設壁の撤去・処分は、受託者が行うこと。

(3) 仮設壁の製作・設営・撤去

ア 仮設壁の概要

- ・仮設壁は、第1展示室において、別紙1のように設置する。
- ・今回使用する仮設壁のうち、幅2400mm×壁高3650mmの標準寸法のもの6枚である(別紙配置図参照)。標準寸法ものは当館保管場所(県立鳥取緑風高校内、鳥取市湖山町三丁目848)にある既存の仮設壁(二分割状態で保管してある)を搬入して使用すること。
- ・変形寸法の仮設壁(計2枚)は、幅約2000mm×壁高3650mm。事前に設置場所を実測した上で新規作成し、調整しながら組み立てること。

イ 仮設壁の構造と設置方法

- ・取付材 既設鋼製支柱 45mm角、2400mmピッチ
- ・胴縁 杉材 40mm×40mm(上記鋼製支柱に取り付け)
- ・下地 合板(厚さ5.5mm)
- ・仕上げ 下地目止め、紙クロス貼りまたはプリントシート貼り(詳細は下記ウ、エを参照)
- ・搬入は当館の搬入口にあわせて二分割状態で搬入し、展示室で組み立てること。
- ・仮設壁は鋼製支柱を利用して設置する。壁面に加重がかかり、または衝撃を受けても、決して倒れたりすることがないように厳重に固定すること。

ウ 仮設壁の仕上げおよび装飾

- ・仮設壁の仕上げは、目止めをした上で下地の紙クロスを貼り、その上にプリントシート貼り加工をする。凹凸をなくし、継ぎ目が目立たないように適切な処理を施すこと。プリントシートにはラミネート加工をすること。
- ・プリントシートのデザイン案を別紙3に示す。受注者はこのデザイン案にそって版下を作成する。出力時のデザイン・色合いは事前に当館職員のチェックを受けること（校正は4回まで）。デザイン案原図は電子データ（パワーポイントおよびJPEG形式ファイル）により当館から提供する。
- ・クロス等の接着については、人体および展示資料に対して有害な物質を含まない接着剤を用いるよう留意すること。

エ 仮設壁の撤去

- ・企画展終了後には仮設壁を撤去し、再び緑風高校内の保管場所に搬入すること。その際、仮設壁に貼られたプリントシートやクロスは外す必要はない。
- ・新規作成したパネルの処分は受託者が行うこと。

(4) 展示台の製作・設営・撤去

- ・展示台は、直径1800mm×高さ500mmで円柱状のものを2点製作する。
- ・展示台は木製のものを製作すること。底面の板は必要ないが、展示台の耐荷重については展示物（大型化石（30kg程度）が3点程度）をのせて、さらに大人2人が展示台に乗って（1平方メートル以内で作業することを前提）充分作業することのできるものとする。
- ・展示台の表面には、底面はのぞいて、ダイノックシートを貼る。ダイノックシートの色は事前に当館職員の指示を受けること。
- ・製作した展示台は、別紙配置図のように設置する。
- ・展示台は企画展終了後、博物館の所有とする。

(5) 天井デコバルーン

- ・展示室の天井にはデコバルーンを吊り下げる。
- ・直径18cm、23cm、38cm（もしくは30cm）のデコバルーン各90個、（色は青パール、黄緑パール、青透明の三色を各30個づつ）合わせて270個を吊り下げ用テグスで吊り下げる。デコバルーンの色は事前に当館職員の確認を受けること。
- ・企画展終了後のデコバルーンの撤去・処分は、受注者が行うこと。

(6) 展示場床面カーペット

- ・展示室内の床面（別紙1参照）に、黄緑色もしくは水色のタイルカーペットを敷き、床のPタイルが見えないようにする。カーペット外れないようしっかりと固定するが、再剥離時にPタイルに汚れが残らないようにすること。またカーペットへの入口と出口は躓き防止の養生を行うこと。タイルカーペットの色は事前に当館職員の確認を受けること。
- ・企画展終了後のカーペットの撤去・処分は、受注者が行うこと。

5 パネル類製作・撤去委託内容：

(1) パネル類 パネル類の規格、サイズ、枚数等について（幅×高さ）

- ア タイトルパネル（大） 900mm×1800mm、5枚、文字、4色
 - イ タイトルパネル（小） 400mm×1800mm、10枚、文字、4色
 - ウ 解説パネル（B1） 728mm×1030mm、40枚、文字・図版、写真等、4色
 - エ 解説パネル（B2） 515mm×728mm、30枚、文字・図版、写真等、4色
 - オ キャプション（A6） 148mm×105mm、500枚、文字・図版、写真等、4色
 - カ 横断幕 1800mm×400mm 6枚、文字、4色
 - キ トラス懸垂幕 800mm×2700mm、15枚、文字・図版、写真等、4色
 - ク 壁面背景 2000mm×2000mm 20枚、文字・図版、写真等、4色
 - ケ メガロドン原寸大イラスト 12000mm×3000mm、1枚、文字、4色
- ・なお、枚数については必要数に加え、予備の枚数も含めている。

(2) パネル類製作について

- ア 当館が提供する文字、表、図版（図、写真、イラスト）をもとに、わかりやすく、シンプ

ルで親しみやすいデザイン（レイアウト）を構成すること。

イ すべてのパネルは、統一されたイメージでデザイン（レイアウト）を構成すること。

ウ デザインデータ（Adobe illustrator CS6 で作成の ai 形式データ）、文字データ（テキスト形式）、写真データ（Adobe Photoshop CS6 で作成の psd 形式データ、JPEG、tiff）、表データ（Excel）は当館から CD-R 等により提供する。

エ 図版（図、イラスト等）については素案を提供するので、修正・加工を行うこと（イラストは 30 点程度）。文字についてはルビをつけるものがある。

オ 色合い（色調）については、本刷による色調チェックを行うこと（パネル 1 枚分の部分のみでよい）。また、文字の大きさのチェックのため、実際の文字サイズにおける校正も行うこと（パネル全部でなく部分のみでよい）。

カ 上記デザインにかかる全ての著作権は、企画展会期中は「とっとりの化石展」実行委員会の所有とし、企画展終了後は鳥取県立博物館に帰属する。また、企画展の広報等に使用するため、再利用または、デザインを加工して利用する場合があることを了解の上、業務を行うこと。

キ 作成したデザインは Adobe illustrator CS6 で編集可能な ai 形式のデータとしてデジタル化し、CD-R 等によりこれを納入すること。

ク パネル（5－（1）ア～エ）は 10 mm ウッドラックパネル貼り、ラミネート加工仕上げとすること。キャプション（5－（1）オ）は 5 mm ウッドラックパネル貼り、ラミネート加工仕上げとすること。横断幕・懸垂幕等（5－（1）カ～ケ）はターポリンまたは布製生地で作成をし、天井からの吊り下げまたはトラスへの設置が可能となる加工を施すこと。

ケ パネル類に使用するインクおよびパネル素材は、長期間の展示によって色あせたり、変形したりすることのないようにすること。

コ パネル類はしわ、たるみ、きず等のないように加工すること。

(3) パネル類の校正について

- ・ 5 回までとし、校正用の原稿は色具合やパネル全体のレイアウトが明確に描写してあるものとする。

(4) パネル類の撤去について

- ・ 企画展終了後のパネル類の撤去・処分は、受注者が行うこと。ただし、一部のパネル類については鳥取県立博物館の所有とするため、当館職員の確認を受けること。

6 その他

- ・ 疑義や問題が生じたときは、当館職員と協議すること。
- ・ 搬入・設置・撤去等にかかる経費等は、受注者で負担するものとする。また、設営に必要な機材等は受注者が準備するものとする。
- ・ 納入に当たっては、きず、変形等の不具合がないように十分に配慮して納入すること。また、雨等にさらされないよう搬入すること。
- ・ 業務の実施に伴い、既存の施設を汚損または損傷した場合は、速やかに担当者に連絡の上、受注者の負担で原形に復旧すること。
- ・ 館内での業務時間は原則午前 9 時から午後 5 時までとし、作業を上記日程内で終了させるように計らうこと。
- ・ 仮設壁関連工事は博物館の開館時間内に行われるため、作業中にできるだけ大きな音を出さないよう、工法等に気をつけること。
- ・ プリントシート等の接着については、人体および展示品に対して有害な物質を含まない接着剤をもちいるよう留意すること。
- ・ 業務中に何らかの事故が発生した場合は、速やかに報告するとともに、受注者の責任において処理すること。
- ・ 設置後、企画展の期間中（平成 30 年 7 月 14 日から同年 8 月 26 日まで）に、受注者側の瑕疵により、破損、ゆがみ、劣化等の不具合が生じた場合は、当館職員の指示に従い、速やかに無償で補修すること。
- ・ 設置、撤去にあたっては、事前に当館の搬入口及びエレベーターのサイズ等や、搬入経路や設置場所を確認しておくこと。